

【韓国】 養育費支払確保のための民法及び家事訴訟法の改正

海外立法情報課・白井 京

* 協議離婚の際に未成年の子の養育事項に関して協議するよう義務付けた改正民法が 2007 年 12 月に公布され、2008 年 6 月より施行されたのに続き、2009 年 5 月 8 日には養育費の支払いに関する民法改正法(同年 8 月 9 日施行)及び家事訴訟法改正法(同年 11 月 9 日施行)が公布された。これらは、離婚家庭の養育費支払確保を目的とするものである。

離婚の増加と 2007 年民法改正

韓国では近年、離婚が急増しており、人口 1000 人に対する離婚率(離婚件数を男女計の人口で除した率)は 2.5 と日本の 1.99 を上回っている(注 1)。片親家庭(特に母子家庭)が急増しているにもかかわらず、2006 年の法務部(省)資料によると、離婚後に元配偶者から養育費を受け取っているのは 12.7%に過ぎない。養育費の不払いは、日本と同様に片親家庭の児童の貧困に直結するものとして問題視されている。韓国では日本と同じく双方の合意による協議離婚が占める割合が 85%と多いが、同じ協議離婚といっても、書類を提出するだけの日本とは異なり、法院(裁判所)に協議離婚意思の確認申請を行い、財産分割等の協議書を提出した後、判事の前で離婚意思を確認する手続きが必要となる。

2007 年 12 月 21 日、民法の一部改正法が公布された。同法では、急増する離婚家庭の未成年の子の養育環境を良好なものにするため、子のある夫婦が協議離婚する際には、養育者の決定、養育費用の負担並びに面接交渉権の行使の有無及びその方法等が記載された協議書を提出するよう義務付ける規定が附加(第 837 条 離婚及び子の養育責任)された。なお、この時の改正では離婚抑止を図る「離婚熟慮期間」制度(注 2)が導入されている。

2009 年民法及び家事訴訟法改正の概要

民法及び家事訴訟法(注 3)の改正法(2009 年 5 月 8 日公布)は、2007 年の民法改正で養育費用の負担等についての協議が両親に対し義務付けられたにもかかわらず、実際には養育費の支払いが滞るケースが急増しており、社会問題として浮上したことから提案されたものである。

今回の民法改正では、第 836 条の 2(離婚の成立及び申告方式)第 5 項として「家庭法院は、当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調書を作成しなければならない。この場合、養育費負担調書の効力については、家事訴訟法第 41 条を準用する。」という条項が新設された。ここで準用される家事訴訟法第 41 条は、金銭の支払い等の義務履行を命じる審判は債務名義となるとの規定である。これにより、別途の判決がなくても元の配偶者の財産から強制執行できるようになる。

家事訴訟法改正の概要は以下の通りである。

①養育費請求事件に財産明示及び財産照会制度の新設

家庭法院は、子の養育費請求事件のために特に必要と認めるときは、職権又は当事者の申請により財産状態を明示した財産目録の提出を命じることができ（第48条の2新設）、これだけでは解決が困難な場合には、関係機関に対し財産照会を行うこともできると規定する（第48条の3新設）。財産目録や財産照会を審判以外の目的で使用した者には、制裁が科される。

②養育費直接支給命令の新設

養育費を支払う義務がある者（養育費債務者）が正当な理由なく2回以上養育費を支払わなかった場合、養育費をもらう権利がある者（養育費債権者）の申請により、養育費債務者の所得税源泉徴収義務者に定期的に給与から養育費を控除し、養育費債権者に直接支給するよう命じることができると規定する（第63条の2新設）。命令時を基準に、転付命令と同じように該当額が養育費債権者に移転したものとみなされるため、他の債権者に優先して養育費を受け取ることができる。

③養育費履行確保のための担保提供及び一時金支払命令制度の新設

家庭法院は、養育費を定期的に支給させる場合に、その履行を確保するために担保の提供及び一時金支払いを命じることができると規定する（第63条の3新設）。

④過料引上げ等の制裁強化

養育費支払や財産目録提出拒否といった義務の不履行に対しては、1千万ウォン（日本円で約74万円）以下の過料に処すると改正された（第67条、第67条の2）。これまでは100万ウォン以下であったため、10倍に引き上げたことになる。また、養育費の一時金支払命令を受けた者が30日以内に正当な理由なく義務を履行しないときは、30日以内の範囲で監置に処することができる（第68条）。

評価と新法案の提出

これらの改正は、父母の利害関係よりも子どもの福利を最優先にしたものとして評価される一方で、養育費債務者が一定程度の経済力を有することが前提となっており、養育費債務者が無職の場合などには限界があると指摘される。そのため、姜命順（カン・ミョンスン）ハンナラ党議員らは、2009年6月26日、国が債務者に代わって債権者に養育費を支払い、債務者に対して求償権を行使する内容の法案を提出している。

注（インターネット情報はすべて2009年7月21日現在である。）

(1) 厚生労働省大臣官房統計情報部『平成20年 人口動態統計の年間推計』<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei08/index.html>>

(2) 協議離婚の前段階として、子の有無により3か月間又は1か月間の「熟慮期間」を置く制度である。2005年から試験導入したところ、衝動的な離婚の防止に非常に効果的であったことから、本格的に導入された。

(3) 家事訴訟法は親族法上の訴訟等について扱う基本法であり、1990年に新規制定された。